

平成 20 年 9 月 26 日  
企業会計基準委員会

## 改正企業会計基準第 9 号

# 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会は、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速化している中で、我が国では棚卸資産の評価方法の 1 つとして採用することが認められてきたものの、国際財務報告基準（IFRS）において採用することが認められていない後入先出法の取扱いを中心に、棚卸資産の評価方法について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 9 月 18 日の第 160 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準（以下「改正会計基準」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

改正会計基準につきましては、平成 20 年 3 月 31 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## **改正会計基準の概要**

以下の概要は、改正会計基準の内容を要約したものです。

### **■ 背景**

我が国では、これまで、先入先出法や平均原価法と同様に、一定の仮定に基づく棚卸資産の評価方法の1つとして後入先出法が認められてきたが、国際会計基準第2号「棚卸資産」（以下「IAS第2号」という。）においては、後入先出法を採用することは認められていない。改正会計基準は、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、棚卸資産の評価方法について定めることを目的とするものである。

### **■ 棚卸資産の評価方法（第6-2項及び第6-3項）**

棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、次の評価方法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。なお、棚卸資産の評価方法は、事業の種類、棚卸資産の種類、その性質及びその使用方法等を考慮した区分ごとに選択し、選択した評価方法を継続して適用しなければならない。

- (1) 個別法
- (2) 先入先出法
- (3) 平均原価法
- (4) 売価還元法

### **■ 後入先出法（第34-5項から第34-12項）**

国際会計基準審議会（IASB）がIAS第2号の平成15年（2003年）の改正にあたって後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し、会計基準の国際的なコンバージェンスを図るため、選択できる棚卸資産の評価方法から後入先出法を削除することとした。

### **■ 適用時期等（第21-2項から第21-4項）**

平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。

#### **➤ 適用初年度の損益の表示**

改正会計基準の適用初年度において、棚卸資産の評価方法を後入先出法から改正会計基準に定める評価方法へ変更したことによる影響額が多額である場合、適用初年度の期首における棚卸資産の帳簿価額合計額とその時点の再調達原価合計額の差額（適用初年度の期首の棚卸資産に係る保有損益相当額）のうち当期の損益に計上された額を、特別損益に表示することができる。

➤ **会計基準の変更に伴う会計方針の変更の影響の記載**

改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から改正会計基準に定める評価方法への変更が財務諸表に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額（売上原価）と払出し時点の再調達原価合計額の差額（当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額）を、当該会計方針の変更の影響として注記することができる。この場合、当該保有損益相当額の算定方法の概要及び当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項をあわせて注記することとする。

近時、会計基準の国際的なコンバージェンスの加速化に関連して、連結財務諸表に適用する会計基準を個別財務諸表に適用する会計基準に先行して改正するという議論がなされております。

今後の議論次第では、改正会計基準の個別財務諸表への適用方法とこうした考え方との関係について整理される可能性があります。その場合でも、改正会計基準の連結財務諸表への適用に関して影響を及ぼすものではありません。

なお、改正会計基準の検討過程では、IFRSを採用した多くの国において、課税所得計算上、後入先出法の適用が引き続き認められているなど、後入先出法を採用してきた企業に重大な税負担が一時に生じない対応が図られていることを踏まえ、我が国においても、従来から後入先出法を採用してきた企業に対して適切な配慮がなされることが必要であるとする意見が多くありました。

以 上